

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月9日

【四半期会計期間】 第37期第1四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

【会社名】 株式会社三光マーケティングフーズ

【英訳名】 SANKO MARKETING FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平林 実

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03(5985)5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理本部長 長澤 成博

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03(5985)5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理本部長 長澤 成博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 会計期間 | 第36期 第1四半期 累計期間 | 第37期 第1四半期 累計期間 | 第36期 |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日 | 自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日 | 自 平成23年7月1日 至 平成24年6月30日 |
| 売上高 (百万円) | 6,160 | 6,192 | 25,884 |
| 経常利益 (百万円) | 546 | 42 | 1,834 |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 304 | 5 | 801 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (百万円) | | | |
| 資本金 (百万円) | 2,390 | 2,390 | 2,390 |
| 発行済株式総数 (株) | 143,870 | 143,870 | 143,870 |
| 純資産額 (百万円) | 14,718 | 14,991 | 15,100 |
| 総資産額 (百万円) | 19,677 | 19,414 | 20,055 |
| 1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | 2,119.16 | 40.37 | 5,572.74 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | | | |
| 1株当たり配当額 (円) | | | 1,600 |
| 自己資本比率 (%) | 74.8 | 77.2 | 75.3 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要により緩やかな景気の回復は見られたものの、欧州債務危機の長期化による海外経済の減速、円相場の高止まりによる輸出停滞等の影響により、景気の先行きは依然として懸念される状況が続いております。また、消費税増税法案等を巡る国内政治の動向から、消費者の生活防衛意識が高まり、経済環境は今後も厳しさを増していくものと想定されます。

外食産業を取り巻く環境におきましては、雇用や所得環境悪化への懸念から消費者の節約志向・選別志向は引き続き根強く、市場規模の回復が見込めない中、「中食」に代表される異業種との競争も加わり、厳しい環境となっております。

このような状況の中、当社は「居酒屋業態の深化」×「東京チカラめしの進化」を基本政策とし、「お客様・社会の変化を上回るスピードでの変革」をスローガンのもと、その具現化に向けた諸策に取り組んでまいりました。

居酒屋業態におきましては、ご来店いただいたお客様に再来店いただくことが最重要との認識のもと、居酒屋の原点、原理・原則を今一度見つめなおし、接客、商品提供時間といったサービス、個々の商品価値、メニュー構成等の改善、改革に取り組んでまいりました。

店舗の清掃状態、お客様視点での店舗営業状態のチェック、従業員へのお客様へのサービスレベル等を全社一丸となって、日々チェックし、即時、その場で、即改善する「社内ストアコンパリゾン制度の実施」を始め、流行の商品をいち早く取り入れた新メニューの導入展開、東京チカラめし100店舗記念とコラボレーション施策の実施等を行なってまいりました。また、年末商戦の体制づくりに向けては、早期ご宴会プランの推進、社員、アルバイトへの研修実施などの取り組みを行なってまいりました。

東京チカラめしにおきましては、将来に向けての収益確保、競争戦略上、「積極果敢な新規出店による早期のシェア拡大」が最重要と認識し、当期におきましては、15店舗の新規出店を行い、その店舗拡大をはかってまいりました。前期に引き続き、首都圏、関東圏での駅前立地への出店を進める一方、8月にはロードサイド店舗1号店を高崎市に出店いたしました。初めての郊外出店で、認知度も低い地域での出店ではありましたが、商品の価値はもちろん全席テーブル席、セルフ提供方式という形態が多くのお客様にご好評を頂いており、順調に推移しております。これを受け、9月にはロードサイド2号店を千葉市稲毛区に出店し、こちらも順調に推移しております。また、当業態につきましては、「FC（フランチャイズ）展開・加盟」を希望される方からの問い合わせも多く、早期シェア拡大に向け、8月にはFC加盟店募集をスタートし、早期の1号店出店に向けた取り組みを行なってまいりました。

このような店舗拡大策をとる一方で、焼き牛丼だけではなく、「唐揚定食」「豚味噌焼き定食」「カキフライ定食」や味付けやボリュームを改良した「新・焼肉定食」等のメニュー拡大、充実を行い、幅広いお客様、多くのお客様に愛される店作りに取り組んでまいりました。さらに、店舗オペレーションの効率化と店舗品質向上のため、店舗状態基準の更なる向上のため、店舗のQSC（品質・サービス・クレンリネス）状態をチェックし、即時、その場で即改善する「インスペクション制度」を強化してまいりました。

収益面におきましては、前期出店店舗につきましては当初計画通り収益化できてきており、今後は、さらにスケールメリットを活かした仕入れ、購買により収益化へのスピードを早めてまいります。

これらの結果、当第一四半期累計期間の業績は、東京チカラめしの店舗拡大により売上高は順調に推移したものの、一方で、居酒屋業態の環境激化による既存店売上高の減少により、売上高は61億92百万円（前年同期比0.5%増）と微増となりました。営業利益につきましては、東京チカラめしの主要食材である牛肉・米の調達価格の高騰、新規出店関連費用等の先行投資の増加、居酒屋業態の落ち込みによる減収により39百万円（同92.1%減）となりました。経常利益42百万円（同92.2%減）となり、四半期純利益は5百万円（同98.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における流動資産は、35億34百万円となり、前事業年度末に比べ、4億52百万円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が減少したことによるものであります。固定資産は158億79百万円となり、前事業年度末に比べ、1億88百万円減少いたしました。これは主に、固定資産の償却によるものであります。この結果、総資産は194億14百万円となり、前事業年度末に比べ、6億41百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における流動負債は、28億42百万円となり、前事業年度末に比べ、4億79百万円減少いたしました。これは主に、未払法人税等の減少によるものであります。固定負債は、15億80百万円となり、前事業年度末に比べ、52百万円減少いたしました。これは主に、リース債務の減少によるものであります。この結果、負債の部は、44億23百万円となり、前事業年度末に比べ、5億31百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における純資産の部は、配当金の支払等により149億91百万円となり、前事業年度末に比べ、1億9百万円減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 430,720 |
| 計 | 430,720 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成24年11月9日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|-----|
| 普通株式 | 143,870 | 143,870 | 東京証券取引所市場 第二部 | (注) |
| 計 | 143,870 | 143,870 | | |

(注) 権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であり、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成24年7月1日～ 平成24年9月30日 | | 143,870 | | 2,390 | | 2,438 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日（平成24年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 143,870 | 143,870 | |
| 単元未満株式 | | | |
| 発行済株式総数 | 143,870 | | |
| 総株主の議決権 | | 143,870 | |

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が58株(議決権の数58個)が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------|--------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

| | |
|---------|-------|
| 資産基準 | 2.1% |
| 売上高基準 | 0.2% |
| 利益基準 | 18.8% |
| 利益剰余金基準 | 1.7% |

利益基準は一時的な要因により高くなっております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成24年6月30日) | 当第1四半期会計期間 (平成24年9月30日) |
|---------------|-----------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,796 | 2,449 |
| 受取手形及び売掛金 | 259 | 196 |
| 原材料 | 41 | 42 |
| 前払費用 | 516 | 517 |
| 繰延税金資産 | 114 | 114 |
| その他 | 258 | 215 |
| 貸倒引当金 | 0 | 0 |
| 流動資産合計 | 3,987 | 3,534 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 6,901 | 7,026 |
| 減価償却累計額 | 2,369 | 2,611 |
| 建物(純額) | 4,532 | 4,414 |
| 工具、器具及び備品 | 1,778 | 1,889 |
| 減価償却累計額 | 907 | 1,002 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 871 | 887 |
| 土地 | 942 | 942 |
| リース資産 | 823 | 823 |
| 減価償却累計額 | 544 | 593 |
| リース資産(純額) | 279 | 229 |
| 建設仮勘定 | 20 | 15 |
| 有形固定資産合計 | 6,646 | 6,488 |
| 無形固定資産 | 110 | 105 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1,193 | 1,187 |
| 関係会社株式 | 253 | 253 |
| 差入保証金 | 6,749 | 6,727 |
| 長期預金 | 220 | 220 |
| 繰延税金資産 | 327 | 327 |
| 投資不動産(純額) | 294 | 294 |
| その他 | 275 | 278 |
| 貸倒引当金 | 2 | 2 |
| 投資その他の資産合計 | 9,310 | 9,285 |
| 固定資産合計 | 16,068 | 15,879 |
| 資産合計 | 20,055 | 19,414 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成24年 6月30日) | 当第1四半期会計期間 (平成24年 9月30日) |
|--------------|------------------------|-----------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,115 | 1,089 |
| リース債務 | 225 | 213 |
| 未払金 | 355 | 335 |
| 未払費用 | 707 | 625 |
| 未払法人税等 | 310 | 22 |
| 未払消費税等 | 35 | 92 |
| 前受収益 | 191 | 137 |
| 役員賞与引当金 | 72 | - |
| 設備関係未払金 | 254 | 237 |
| その他 | 54 | 87 |
| 流動負債合計 | 3,322 | 2,842 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 84 | 40 |
| 退職給付引当金 | 134 | 131 |
| 役員退職慰労引当金 | 530 | 536 |
| 長期預り保証金 | 284 | 263 |
| 資産除去債務 | 598 | 608 |
| 固定負債合計 | 1,632 | 1,580 |
| 負債合計 | 4,955 | 4,423 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,390 | 2,390 |
| 資本剰余金 | 2,438 | 2,438 |
| 利益剰余金 | 10,273 | 10,164 |
| 株主資本合計 | 15,102 | 14,993 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1 | 1 |
| 評価・換算差額等合計 | 1 | 1 |
| 純資産合計 | 15,100 | 14,991 |
| 負債純資産合計 | 20,055 | 19,414 |

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日) | 当第1四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日) |
|------------|---|---|
| 売上高 | 6,160 | 6,192 |
| 売上原価 | 1,572 | 1,702 |
| 売上総利益 | 4,588 | 4,489 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,097 | 4,450 |
| 営業利益 | 490 | 39 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 受取賃貸料 | 5 | 5 |
| 投資有価証券評価益 | 54 | - |
| 貸倒引当金戻入額 | 0 | 0 |
| 雑収入 | 4 | 8 |
| 営業外収益合計 | 65 | 14 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 6 | 1 |
| 投資有価証券評価損 | - | 5 |
| 賃貸費用 | 2 | 2 |
| 雑損失 | 0 | 1 |
| 営業外費用合計 | 9 | 11 |
| 経常利益 | 546 | 42 |
| 特別利益 | | |
| 抱合せ株式消滅差益 | 35 | - |
| 受取和解金 | 38 | 0 |
| 特別利益合計 | 73 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 41 | 32 |
| 店舗閉鎖損失 | 7 | - |
| その他 | - | 1 |
| 特別損失合計 | 49 | 33 |
| 税引前四半期純利益 | 570 | 8 |
| 法人税等 | 265 | 3 |
| 四半期純利益 | 304 | 5 |

【会計方針の変更等】

| 当第1四半期累計期間 (自平成24年7月1日至平成24年9月30日) | |
|---|--|
| (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年7月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による損益への影響は軽微であります。 | |

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| 項目 | 当第1四半期累計期間 (自平成24年7月1日至平成24年9月30日) |
|---------|--|
| 税金費用の計算 | 税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。 |

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度(平成24年6月30日)及び

当第1四半期会計期間(平成24年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)及び

当第1四半期累計期間(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日) | 当第1四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日) |
|-------|---|---|
| 減価償却費 | 382百万円 | 443百万円 |

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成23年9月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 115 | 800 | 平成23年6月30日 | 平成23年9月28日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|-------|
| 平成24年9月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 115 | 800 | 平成24年6月30日 | 平成24年9月26日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)及び

当第1四半期累計期間(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第1四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日) | 当第1四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年9月30日) |
|----------------------|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 2,119円16銭 | 40円37銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(百万円) | 304 | 5 |
| 普通株式に帰属しない金額 | | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 304 | 5 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 143,870 | 143,870 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月9日

株式会社三光マーケティングフーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 山 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三光マーケティングフーズの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第37期事業年度の第1四半期会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三光マーケティングフーズの平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。